

生	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 1 7 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

民法等改正に伴う20歳未満の者の喫煙及び飲酒防止に係る関係業界への働き掛けを踏まえた対策の推進について

未成年者の喫煙及び飲酒防止対策については、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について」（令和3年3月19日付け少安第502号）等に基づき、その取組を推進している。

今般、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が平成30年6月20日付けで公布され、令和4年4月1日から施行されている。他方、喫煙及び飲酒を禁止する年齢については、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治33年法律第33号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正11年法律第20号）において、同法の施行後も引き続き20歳未満とされたところである。

これら法律の改正の内容及び留意事項については、「民法の一部を改正する法律による未成年者喫煙禁止法等の一部改正について」（平成30年7月12日付け少年第60号）に基づき、各所属に周知しているところである。

警察庁と関係省庁では、20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止のための取組について、「民法等改正に伴う20歳未満の者の喫煙及び飲酒防止に係る関係業界への働き掛けを踏まえた対策の推進について」（令和元年7月2日付け少安第100号。以下「旧通達」という。）に基づき、関係業界に要請を行ったところであるが、この度、別添1及び別添2のとおり、関係業界に再度要請を行ったところである。

各所属にあっては、これを踏まえ、引き続き、たばこ又は器具（以下「たばこ等」という。）販売業者や酒類販売業者等に対する、たばこ等の販売又は酒類の販売若しくは供与時における年齢確認の徹底に係る指導、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律違反の取締り、喫煙又は飲酒をしている20歳未満の者の補導等の20歳未満の者の喫煙防止及び飲酒防止対策を推進されたい。

なお、旧通達は本通達の実施をもって、廃止する。

担当 生活安全企画課少年対策係